

秋田県警察職員の健康管理に関する訓令

平成12年6月26日

本部訓令第20号

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 健康管理体制（第5条―第15条）
- 第3章 疾病の予防及び健康の増進（第16条―第18条）
- 第4章 健康診断及び面接指導等（第19条―第25条）
- 第5章 ストレスチェック及びメンタルヘルス（第26条―第28条）
- 第6章 健康診断及び面接指導後の措置等（第29条―第34条）
- 第7章 感染症に対する措置（第35条・第36条）
- 第8章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定めるもののほか、秋田県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理について必要な事項を定め、職員の健康を保持増進するとともに、勤務能率の向上を図ることを目的とする。

（所属長の任務）

第2条 所属長は、この訓令に定めるところにより快適な職場環境の実現を図り、所属職員の健康の保持増進及び安全の確保に努めなければならない。

（職員の義務）

第3条 職員は、健康管理上必要な事項について、所属長、産業医（法第13条に規定する「産業医」をいう。以下同じ。）その他保健師等の健康管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

2 職員は、常に自己の健康管理を行うことにより健康の保持増進に努めなければならない。

（秘密の保持）

第4条 職員の健康管理業務に従事する者は、在任中と否とを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に掲げる者は、職務上必要がある場合を除き、健康管理に関する記録を閲覧させてはならない。

第2章 健康管理体制

（総括安全衛生管理者）

第5条 秋田県警察本部（以下「本部」という。）に総括安全衛生管理者（法第10条第1項に規定する「総括安全衛生管理者」をいう。以下「総括管理者」という。）を置く。

2 総括管理者は、警務部長をもって充てる。

3 総括管理者は、次に掲げる業務を総括管理する。

- (1) 快適な職場環境づくりに関すること。
- (2) 職員の健康の保持及び増進のための指導及び教育に関すること。
- (3) 職員の健康診断及び面接指導等（法第66条の8第1項に限定する医師による面接指導及び第66条の9に規定する必要な措置をいう。以下同じ。）の実施及び実施結果に基づく事後措置等に関すること。
- (4) ストレスチェック及びメンタルヘルスに関すること。
- (5) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が健康管理のため必要と認めた事項に関すること。

（総括健康管理担当者）

第6条 本部に総括管理者の職務を補助させるため、総括健康管理担当者（以下「総括管理担当者」という。）を置く。

- 2 総括管理担当者は、警務部厚生課長をもって充てる。
- 3 総括管理担当者は、健康診断結果等の健康管理に関する個人データ（以下単に「個人データ」という。）を、電磁的方法等により適正に管理するとともに、職員の健康実態の分析、把握に努めなければならない。

（健康管理者）

第7条 所属における健康管理に関する業務を管理させるため、健康管理者を置く。

- 2 健康管理者は、所属長をもって充てる。
- 3 健康管理者は、所属職員に関し第5条第3項に掲げる業務を管理する。

（健康管理担当者）

第8条 健康管理者の職務を補助させるため、健康管理担当者を置く。

- 2 健康管理担当者は、本部所属にあつては次長、副所長又は副隊長、警察学校にあつては副校長、警察署にあつては副署長をもって充てる。

（健康指導員）

第9条 警務部厚生課に健康指導員を置く。

- 2 健康指導員は、保健師又は臨床心理士の資格を有する者をもって充てる。
- 3 健康指導員は、適宜所属等の巡回健康指導を行い、要指導者への個別指導に当たるとともに、健康相談、健康教育、保健指導等の健康管理に関する業務を行うほか、個人データに分析検討を加えて健康管理資料を作成して活用を図り、健康の保持増進に努める。
- 4 健康指導員は、積極的に保健医療機関との連携に努めるとともに、その業務に関する研究会、講習会等に参加し、技術・学識の向上を図るものとする。

（衛生管理者等）

第10条 別表第1に定めるところにより、所属等に衛生管理者（法第12条第1項に規定する「衛生管理者」をいう。以下同じ。）又は衛生推進者（法第12条の2に規定する「衛生推進者」をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 衛生管理者及び衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）の選任は、健康管理者が行う。
- 3 衛生管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年省令第32号。以下「規則」という。）第10条に規定する資格を有する者を選任する。ただし、衛生管理者を選任しなければなら

ない所属等で当該資格を有する職員がいない場合には、暫定措置として、衛生推進者を選任する。

- 4 衛生推進者は、規則第12条の3に規定する衛生に係る業務を担当するために必要な能力を有すると認める者を選任する。
- 5 衛生管理者等は、第5条第3項に掲げる総括管理者の業務に係る技術的事項を管理する。
- 6 衛生管理者等は、施設、勤務方法等の状況が職員の健康に障害を及ぼすおそれがあると認めたときは、健康管理者に報告して、健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者等の選任報告)

第11条 健康管理者は、衛生管理者等を選任又は解任したときは、速やかに衛生管理者等選任(解任)報告書(様式第1号)により、総括管理者に報告しなければならない。

(産業医)

第12条 別表第1に定めるところにより、所属等に産業医を置く。

- 2 産業医は、健康管理者が法第13条第2項の要件を備えた医師のうちから推薦し、本部長が任用する。
- 3 産業医は次の業務を行うものとする。
 - (1) 職員の健康診断及び面接指導の実施、その他職員の健康管理に関すること。
 - (2) 作業環境の維持管理及び作業の管理に関すること。
 - (3) 職員の健康教育、その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
 - (4) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
- 4 総括管理者、健康管理者、健康指導員及び衛生管理者等は、産業医の勧告、指導又は助言を受けたときはこれを尊重し、必要な措置を講じなければならない。

(総括衛生管理委員会)

第13条 本部に、次条に規定する衛生委員会の調査及び審議の結果を総括し、必要な措置を講ずるため、総括衛生管理委員会(以下「総括委員会」という。)を設置する。

- 2 総括委員会の委員は6名以上とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総括管理者
 - (2) 総括管理担当者
 - (3) 総括管理者の指名する健康管理担当者及び衛生管理者
 - (4) 健康指導員
 - (5) 総括管理者の指名する産業医
 - (6) その他保健衛生に関する知識又は経験を有する者で、総括管理者が指名する者
- 3 委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。
- 4 総括委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総括管理者を、副委員長には総括管理担当者を充てる。
- 5 総括委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議事を主宰する。
- 6 副委員長は、総括委員会における審議の結果で重要なものについては総括衛生管理委員会会議録(様式第2号)に記録しなければならない。

7 委員会の庶務は警務部厚生課において行う。

(衛生委員会)

第14条 別表第1に定めるところにより、所属等に衛生委員会（法第18条第1項に規定する「衛生委員会」をいう。以下「委員会」という。）を置く。

2 所属等の健康管理者は、委員会委員を指名又は選任した場合は、衛生委員会委員指名（選任）報告書（様式第3号）を総括管理者に提出しなければならない。

3 委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

4 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議をし、必要な措置を講じなければならない。

(1) 職員の健康障害を防止するための対策に関すること。

(2) 健康診断及び面接指導等の実施、その他職員の健康管理に関すること。

(3) 職務に起因する障害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 職員の長時間労働による健康障害の防止を図るための対策に関すること。

(5) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。

(6) 前5号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

5 委員会は、随時開催しなければならない。

6 副委員長は、委員会における調査及び審議の結果で重要なものについては会議録に記録しなければならない。

7 委員長は、必要に応じて議事の内容を、衛生委員会開催結果報告書（様式第4号）により、総括委員会委員長に報告する。

(健康管理室)

第15条 健康教育等を効果的に推進し、併せて健康相談、心理相談の受理体制を確立するため、本部に健康管理室を設置し、健康指導員を置く。

2 総括管理担当者は、職員の負傷等、救急の際に処置し得る程度の衛生救急用具等を健康管理室に備え付け、整備しなければならない。

第3章 疾病の予防及び健康の増進

(勤務環境の維持管理)

第16条 健康管理者は、快適な勤務環境の形成を図るため、職員の勤務環境、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔の保持に必要な措置を講じなければならない。

(健康教育等)

第17条 総括管理者及び健康管理者は、職員に対し、健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講じなければならない。

2 職員は上記措置を利用して、その健康の保持増進に努めなければならない。

(厚生活動等の便宜供与等)

第18条 総括管理者及び健康管理者は、前条に定めるもののほか、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の厚生活動について便宜を供与するなど必要な措置を講じなければならない。

第4章 健康診断及び面接指導等

(健康診断の種別)

第19条 健康診断の種別は、一般健康診断（法第66条1項に規定する「健康診断」をいう。以下同じ。）と特別健康診断（法第66条2項に規定する「健康診断」をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の健康診断の検診区分、検査項目等の実施細目については、別に定める。

3 総括管理者は、健康診断を実施する時は、対象職員、検診項目、日時、場所、その他必要な事項を健康管理者に通知するものとする。

(健康診断の実施機関)

第20条 健康診断は、総括管理者が指定する検診機関、医療機関又は保健所において実施する。

(健康診断の周知等)

第21条 健康管理者は、健康診断の実施通知を受けたときは、文書で職員に周知するとともに、職員が定められた期日に受診できるように配慮しなければならない。

(受診の義務等)

第22条 職員は、指定された期日に健康診断を受けなければならない。ただし、傷病その他やむを得ない事由により、指定された期日に健康診断を受けることができなかった場合は、その事由の消滅後速やかに当該健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、健康管理者が適当と認めた場合は、当該健康診断の受診を全部又は一部免除することができる。この場合、職員は当該健康診断の実施時期に近接した時期に、当該健康診断に相当するほかの医師が行う健康診断を受け、その結果を証明する書面を、健康管理者を経て総括管理者に提出しなければならない。

(健康診断結果等)

第23条 総括管理者は、健康診断結果を健康管理者及び当該健康診断を受診した職員に対し、直ちに通知しなければならない。

2 健康管理者は、健康診断が行われた日から3か月以内に、健康診断の結果に基づき職員の健康を保持するために必要な措置について産業医の意見を聴くとともに、産業医及び健康指導員による保健指導を行わなければならない。

3 当該健康診断の結果を通知された職員は、健康診断の結果及び前項の保健指導に基づき健康の保持に努めなければならない。

(精密検査等)

第24条 健康診断の結果、精密検査若しくは再検査又は治療の指示を受けた職員は、速やかに医療機関において必要な検査又は治療を受けなければならない。この場合において、精密検査を受診した当該職員は、その結果を精密検査結果報告書（様式第5号）により通知を受けてから1か月以内に健康管理者を経て総括管理者に報告しなければならない。また、治療継続中の職員は、その受診状況を治療継続状況報告書（様式第6号）により健康管理者を経て総括管理者に報告しなければならない。

2 健康管理者は、前項の職員に対して、医療機関において、必要な精密検査又は治療を受けるよう指示し、受診状況の把握と適切な指導に努めなければならない。

(面接指導等)

第25条 健康管理者は、面接指導の実施に当たり、職員の勤務の状況、疲労の蓄積の状況

及び心身の状況を適切に把握しなければならない。

2 前項の面接指導等の実施については、別に定める。

第5章 ストレスチェック及びメンタルヘルス

(ストレスチェック)

第26条 総括管理者は、職員にストレスチェック（法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。以下同じ。）を受けさせるものとする。

2 前項のストレスチェックの実施については、別に定める。

(メンタルヘルス担当者)

第27条 健康管理者、健康管理担当者、健康指導員及び衛生管理者をメンタルヘルス担当者とする。

2 総括管理者は、メンタルヘルス担当者にメンタルヘルスに関する専門的知識、技能を習得させるほか、職員のメンタルヘルスの保持増進に努めさせるものとする。

3 メンタルヘルス担当者は次の業務を行うものとする。

(1) 精神的不健康者及び職場不適応者（以下「精神的不健康者等」という。）の早期発見、早期回復及び再発防止に関すること。

(2) 職場における良好な人間関係の構築及び勤務環境の改善に関すること。

(3) 職員からの相談を受けやすい環境づくりに関すること。

(4) 精神的不健康者等に対するカウンセリング及び専門医への受診勧奨に関すること。

(5) その他メンタルヘルスの保持増進に関すること。

4 メンタルヘルス担当者は、心身医学及び精神医学についての知識及びカウンセリング技術等の習得に努めなければならない。

(プライバシーの保護)

第28条 メンタルヘルス担当者は、カウンセリング等を行うに当たっては、プライバシー保護のため、手段、方法等について十分な配慮を行わなければならない。

第6章 健康診断及び面接指導後の措置等

(指導区分の決定等)

第29条 健康管理者は、健康診断及び面接指導の結果等により、別表第2に掲げる健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）のいずれかに該当し、7日以上連続して休養を必要とする職員を認知したときは、速やかに健康管理指導区分申請書（様式第7号）により、その指定を総括管理者に申請しなければならない。

2 健康管理者は、当該職員の医療に当たった医師の検査結果により当該職員の指導区分を変更する場合、又は健康管理者が必要と認めて職員の指導区分を変更する場合は、直ちに産業医の意見を聴いて、健康管理指導区分変更（解除）申請書（様式第8号）により指導区分の変更を総括管理者に申請しなければならない。

3 総括管理者は、前2項の規定による申請を受けたときは、指導区分を決定し、健康管理指導区分指定（変更・解除）通知書（様式第9号）により健康管理者に通知しなければならない。

(事後措置等)

第30条 健康管理者は、前条の規定により指導区分の決定を受けた職員に対し、その指導区分を当該職員に通知するとともに、健康管理指導区分指定（変更・解除）通知書に従

い、適切な事後指導を講じなければならない。

- 2 前項の通知を受けた職員は、医師の指示又は健康管理者の措置に従い、健康の回復に努めなければならない。

(本部長への報告)

第31条 総括管理者は、第29条に規定する健康管理指導区分の決定をしたときは、本部長に報告しなければならない。

(就業禁止の措置)

第32条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止するものとする。

- (1) 感染症の疾病にかかった者又は保菌者で、ほかの職員に感染するおそれがあると認められる者
- (2) 精神的不健康者等で、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者
- (3) 勤務することにより疾病が著しく悪化するおそれがあると認められる者

- 2 本部長は、前項の規定により就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴くものとする。

(病状報告等)

第33条 健康管理者は、第29条第1項による療養期間が継続して30日以上となる時は、病状報告書(様式第10号)を総括管理者に提出しなければならない。

- 2 健康管理者は、職員が労働災害(法第2条に規定する労働災害をいう。)又はその他就業中、職場内等において負傷等により死亡し、又は休業したときは、別に定める様式により、速やかに総括管理担当者に報告しなければならない。

(健康管理個人簿)

第34条 健康管理者は職員ごとに健康管理個人簿(様式第11号。以下「個人簿」という。)を作成し、保管しなければならない。退職後にあっても同様とする。

- 2 健康管理者は、健康診断及び面接指導等の結果及び医師の意見を個人簿に記録し、健康管理に活用しなければならない。
- 3 健康管理者は、個人簿を、職員がほかの所属に異動した場合にあつては異動先の健康管理者に、出向又は退職した場合にあつては総括管理者に送付しなければならない。

第7章 感染症に対する措置

(報告)

第35条 健康管理者は、職員又は職員と同居している者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症若しくは新感染症に感染したとき又はその疑いのあるときは、直ちに当該職員の居住地を管轄する保健所に協力し、衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症患者発生報告書(様式第12号)により、総括管理者に報告しなければならない。

(予防接種等)

第36条 総括管理者は、保健医療機関との連携に努め、必要に応じ職員に対して予防接種、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

第8章 雑則

第37条 この訓令の施行に際し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成12年6月27日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現に旧訓令の規定により指導区分を受けている職員は、この訓令の規定による健康管理指導区分を受けたものとみなす。その他申請書等の書類もこの訓令に基づくものとみなす。

附 則

平成17年1月31日
本部訓令第3号

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

平成18年3月30日
本部訓令第7号

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成24年3月9日
本部訓令第2号

この訓令は、平成24年3月16日から施行する。

附 則

平成27年11月24日
本部訓令第14号

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

平成28年3月25日
本部訓令第12号

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

令和5年3月7日
本部訓令第15号

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。